

外国人介護人材受入施設環境整備事業実施要領

1 目的

外国人介護人材を受け入れる介護施設等において、外国人介護人材とのコミュニケーション支援及び介護福祉士の資格取得を目指す外国人介護人材への学習支援を行うことにより、介護業務に従事する外国人介護人材が円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

2 実施主体

- (1) この事業の実施主体は、大分県又は県内市町村の指定を受けて介護保険法に基づくサービスを提供する事業者であって外国人介護人材を受け入れる（予定を含む）もの（以下「外国人介護人材受入事業者」という。）とする。
- (2) この事業の実施主体は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者であってはならない。

3 補助内容

外国人介護人材受入施設環境整備事業で県が行う補助の対象となる取組は、外国人介護人材受入事業者行う次に掲げるものとする。

- (1) 外国人介護職員とのコミュニケーションを促進する取組
- (2) 外国人介護職員の介護福祉士の資格取得に必要な取組

4 事業の採択

- (1) 外国人介護人材受入環境整備事業費補助金交付要綱による補助を希望する外国人介護人材受入事業者は、「外国人介護人材受入環境整備事業計画書」（別紙様式1）を作成保管の上、その内容を県が指定する簡易申請システム（別途 URL は通知で指定。）に転記入力し、見積書等（インターネット上の金額を含むページのコピーも可）も添付の上、申請すること。
- (2) 知事は、「外国人介護人材受入環境整備事業計画書」を審査し適切と認める場合は、外国人介護人材受入環境整備事業費補助金交付要綱に規定する補助金交付申請書を提出するよう通知する。

5 事業実施上の留意事項

- (1) 3の取組について、同年度に、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の「外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業」による補助を受けている場合は補助対象としない。ただし、当該事業による補助内容が、3の取組内容と重複しない場合はその限りではない。
- (2) 知事は、当該事業を実施する外国人介護人材受入事業者に対し、当該外国人介護人材受入事業者における外国人介護人材の確保に関する取組等について報告を求める

とともに、県内の外国人介護人材の確保に関する取組に対し、協力を得ることができ
るものとする。

附 則

この要領は、令和2年度予算から適用する。

附 則

この要領は、令和3年度予算から適用する。

別紙様式 1

年度外国人介護人材受入環境整備事業計画書

年 月 日

報告担当者（職・氏名）

報告担当者連絡先

（電 話）

（メール）

1 基本情報

法人名	
法人代表者（職・氏名）	
法人住所の郵便番号	
法人住所	
外国人介護人材が就労する （した）事業所名	
上記事業所の 介護サービスの種別	
上記事業所の住所	
外国人介護人材の国籍、在留 資格、人数及び雇用状況	例 フィリピン、技能実習、2人、雇用済 ベトナム、特定技能、1人、雇用予定（ 年 月）

2 事業に要する経費

補助対象経費	左記の具体的内容及び金額（単位：円、税抜） (A)
※「外国人介護人材受入施設環境整備事業費補助金交付要綱」別表から 転記してください。	
補助要望額（単位：円） （(A)の2/3（千円未満切捨））	

3 事業開始予定日、事業完了予定日

事業開始予定日	令和 年 月 日
事業完了予定日	令和 年 月 日

※ 上記を作成保管し、その内容を県が指定する簡易申請システム
（別途 URL は通知で指定します。）に転記入力してください。